

# 相模原市新型インフルエンザ対策行動計画

## 各 論

—未発生期—  
(鳥インフルエンザ海外発生)

未発生期 (鳥インフルエンザ 海外発生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザが発生していない状態。</li> <li>・ 海外でヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない。</li> </ul>
----------------------------	--

**1 計画と連携**

[相模原市の体制]

- ・ 新型インフルエンザの発生に備え、各関係機関が連携、協力して新型インフルエンザの拡大を防ぐために必要な対策を総合的に推進していくため、担当副市長を座長とする「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を常設する。(市民局、関係部局)
- ・ 相模原市の新型インフルエンザ対策に関する医療体制を総合的かつ具体的に検討する場として、「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を常設する。(健康福祉局)
- ・ 相模原市内において、家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ発生時対策要綱」に基づき、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ対策会議」を設置し、関係部局の連携のもと、本病の感染の拡大を防止し、被害を最小限にとどめるよう的確な措置を講じる。(環境経済局、関係部局)

[行動計画の策定]

- ・ 「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定する。必要に応じて、随時見直しを行う。(市民局、健康福祉局、関係部局)
- ・ 行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を行動計画に反映させる。(関係部局)
- ・ 行動計画を踏まえた各部局の対策について、関係者間における情報の共有を図る。(関係部局)

[その他]

- ・ 感染の国内まん延に備えて、学校、職場、施設、公共交通機関等における感染対策や事業体制の維持について、各教育機関、事業者、施設管理者等が情報収集や事業継続計画の策定を含めた事前の準備を行うよう、要請する。(市民局、健康福祉局、環境経済局、都市建設局、教育局、関係部局)
- ・ 新型インフルエンザの発生の段階に応じた対策を講じるために関係機関等が取

—未発生期—  
(鳥インフルエンザ海外発生)

り組む行動計画の策定や対応マニュアルの作成に対して、情報提供など必要な支援を行う。(市民局、健康福祉局)

- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、矯正施設や基地等多数の者が居住する施設と連携を図る。(企画財政局、健康福祉局、教育局、関係部局)
- ・ 感染の国内まん延期に備え、米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図り新型インフルエンザ対策を推進する。(企画財政局、健康福祉局)

## 2 サーベイランス

- ・ 感染症発生動向調査における通常のインフルエンザサーベイランスを継続する。(健康福祉局)

### 〔家きんにおけるインフルエンザサーベイランスの実施〕

- ・ 発生事例を踏まえ、家きんにおけるインフルエンザのサーベイランスを強化する。(環境経済局)
- ・ 家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。(環境経済局)
- ・ 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザについて、国内の発生動向を把握する。(環境経済局、健康福祉局)

### 〔疑い症例調査支援システムの実施〕

- ・ 新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。(健康福祉局)

### 〔ウイルス学的サーベイランスの実施〕

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスを実施する。(健康福祉局)

### 〔その他〕

- ・ 海外発生期から開始するとされている、クラスターサーベイランス、症候群サーベイランスについて、相模原市内における実施方法や対象医療機関の選定等について検討を行う。(健康福祉局)
- ・ 厚生労働省の要請に基づき、感染の国内まん延期に備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。(健康福祉局)

—未発生期—  
(鳥インフルエンザ海外発生)

### 3 予防と封じ込め

#### 〔家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策〕

- ・ 市内飼養家きんの発生予防対策として、神奈川県に協力し、農場段階におけるヒトや車両の消毒、野鳥の進入防止等の衛生管理を徹底する。(環境経済局)
- ・ 神奈川県が行う感染家きん等への防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きんの移動制限等)に協力し、感染拡大を防止する。(環境経済局)
- ・ 農場の従業員、防疫従事者等の感染防御(ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等)について必要な支援及び要請を行う。(環境経済局、健康福祉局)
- ・ 学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。(環境経済局、健康福祉局、市民局、教育局)

#### 〔検疫所との連携〕

- ・ 検疫法に基づき検疫所長から通知を受けた人の健康調査を行う。(健康福祉局)

#### 〔その他〕

- ・ 海外修学旅行実施校に対し、海外渡航の自粛、渡航国での行動範囲制限などの注意喚起を行う。(市民局、教育局)
- ・ 各消防本部から感染防御資器材の備蓄についての支援の要請があった場合は、消防庁に対して支援を行うよう要請する。(市民局)
- ・ 鶏肉や鶏卵への不安が市民の間に広まった場合に備え相談窓口を設置する。(市民局、環境経済局、健康福祉局)

### 抗インフルエンザウイルス薬

#### 〔抗インフルエンザウイルス薬の確保〕

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄と放出方法等について神奈川県と調整するとともに関係機関等に周知する。(健康福祉局)
- ・ 医療従事者向けの抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。(健康福祉局)

**神奈川県における高インフルエンザウイルス薬の備蓄目標等 (県行動計画第4版から)**

○「国民の45%に相当する量为目标」とする国の新型インフルエンザ対策行動計画の方針に則して、本県の備蓄目標量を次のとおりとする。(平成21年度から3か年で備蓄予定)

・タミフル 961,200人分(既備蓄分716,000人分と合わせて合計1,677,200人分)

・リレンザ 93,700人分(新規備蓄)

(参考)国民の45%相当の備蓄目標量

・タミフル 5,460万人分(国備蓄分:2,680万人分、都道府県備蓄分:2,380万人分、国内流通量:400万人分)

・リレンザ 401万人分(国備蓄分:268万人分、都道府県備蓄分:133万人分)

○備蓄抗インフルエンザウイルス薬の使用(放出)について

・感染症指定医療機関等が通常の流通ルートではタミフルを購入することが困難な状況が発生した場合に放出する。

・備蓄分タミフルのうち一部については、県が指定した下記の医療機関に優先的に配分する。

① 感染拡大の防止及び重症患者(入院)の治療を担当する「感染症指定医療機関」

② 主に感染の国内まん延期に入院患者の診療・治療を依頼する「協力医療機関」

・タミフル、リレンザ以外の抗インフルエンザウイルス薬に関する情報収集を行う。  
(健康福祉局)

**[抗インフルエンザウイルス薬の適正流通]**

・抗インフルエンザウイルス薬の安定供給について神奈川県に確認するとともに、関係機関等への協力を要請する。(健康福祉局)

**ワクチン**

**[ワクチンの科学的知見の収集、整理]**

・厚生労働省が実施するプレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する臨床研究等の評価結果について情報収集を行う。(健康福祉局)

・国内でヒトからヒトへの感染が発生した場合の、ヒト感染集団周辺等への緊急的なワクチン接種を目的とした、厚生労働省におけるプレパンデミックワクチンの原液の製造、貯留についての情報収集を行う。(健康福祉局)

・ワクチン接種の対象者や順位についての国民的議論を踏まえ、本市における医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を把握し、先行してワクチン接種が必要な者の把握に努める。(市民局、健康福祉局、都市建設局、教育局、関係部局)

—未発生期—  
(鳥インフルエンザ海外発生)

[ワクチンの接種体制の整備]

- ・ 国の定めるワクチン接種に関するガイドラインに基づく接種体制を準備する。(健康福祉局)

4 医療

[指定医療機関等の確保]

- ・ 厚生労働省や神奈川県の実情に基づき、国内発生早期、国内感染拡大期で新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む）の診療・治療にあたる指定医療機関等の整備を図る。(健康福祉局)
  - 第一義的に、感染症指定医療機関の病床を活用する。
  - 次に、感染症指定医療機関の病床が不足する場合を想定し、必要に応じて市医師会、医療機関等と協議し、地域の実情に応じて利用可能な患者の診療・治療にあたる協力医療機関を選定する。
  - さらに入院医療機関として、以下の機関等に対し優先的な対応への協力を依頼する。
    - \* 医療法に定める公的医療機関
    - \* 国立病院機構、国立大学法人、労働者健康福祉機構における医療機関

<参考 神奈川県内の感染症指定医療機関>

第一種感染症指定医療機関	1施設（病床数 2床）	横浜市立市民病院
第二種感染症指定医療機関	8施設（病床数 72床）	横浜市立市民病院 川崎市立川崎病院 平塚市民病院 県立足柄上病院 横須賀市立市民病院 藤沢市民病院 厚木市立病院 相模原協同病院

- ・ 感染症指定医療機関においては、必ずしも感染症病床に限定せず、施設の規模等を勘案した上で新型インフルエンザ患者受け入れ可能人数を事前に試算しておく。
- ・ 協力医療機関においても、陰圧病床等に限定せず、1フロア、1病棟を新型インフルエンザ専用にするなど、病院の他の病室等へ新型インフルエンザウイルスが流出しないような構造をもつ病室も含め、受け入れ可能患者数を試算しておく。

- ・ 関係機関と協議のうえ、発熱外来の設置が可能な医療機関等の把握に努める。(健康福祉局)

—未発生期—  
(鳥インフルエンザ海外発生)

[感染のまん延期を想定した医療の確保]

- ・ 感染の国内まん延期には、原則として、すべての医療機関において診断、治療を行う。個々の医療機関の受け入れ体制については、個々の医療機関において検討を行うこととし、すべての入院医療機関に対し、感染の国内まん延期に備えて、予め新型インフルエンザ患者を受け入れる診療体制についての計画を策定し、受入可能な病床数を試算するよう要請する。(健康福祉局)
- ・ 入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設、宿泊施設等の医療機関以外の施設利用についても検討を行う。(健康福祉局)
- ・ 地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者(疑い例を含む)の一般外来及び入院に対応せず、がん医療、透析医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関を検討する。(健康福祉局)
- ・ 感染の国内まん延期に備え、初動対応を迅速かつ円滑に進めるため、必要となる医療資材をあらかじめ備蓄するとともに、指定医療機関における必要な医療機材(例:PPE、人工呼吸器、迅速診断キット、簡易陰圧装置)、感染のまん延期の増床の余地に関して調査を行い、確保に努める。(健康福祉局)
- ・ 国の診断、治療、院内感染対策等に関するガイドラインの策定に伴い、医療機関に周知する。(健康福祉局)

[医療体制の再確認]

- ・ 児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。(健康福祉局)

[その他]

- ・ 感染の国内まん延期の在宅療養者(児童・高齢者・障害者等)への生活支援(見回り、往診・訪問看護、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について検討を行う。(健康福祉局)
- ・ 火葬場の火葬能力についての把握・検討を行う。(市民局、健康福祉局)

## 5 情報提供・共有

### 〔情報提供〕

- ・ 高病原性鳥インフルエンザについて、ホームページ等により、市民向けに感染予防等について可能な限り多言語による情報提供を行う。(企画財政局、市民局、環境経済局、健康福祉局、教育局)
- ・ 新型インフルエンザの感染拡大防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)
  - Q & A形式による情報提供
  - 正しい知識の普及、推奨する感染予防策の周知(一般的な感染予防策や健康管理等)
- ・ 聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)
- ・ ホームページ等に新型インフルエンザに関する多言語のウェブサイトを設置し、市民等に発信する。(企画財政局、市民局、健康福祉局)

—未発生期—  
(鳥インフルエンザ海外発生)

未発生期 (鳥インフルエンザ 国内発生)	・ 新型インフルエンザが発生していない状態。 ・ 国内でヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない。
----------------------------	--

## 1 計画と連携

### 〔相模原市の体制〕

- ・ 新型インフルエンザの発生に備え、各関係機関が連携、協力して新型インフルエンザの拡大を防ぐために必要な対策を総合的に推進していくため、担当副市長を座長とする「相模原市新型インフルエンザ対策推進会議」を常設する。(市民局、関係部局)
- ・ 相模原市の新型インフルエンザ対策に関する医療体制を総合的かつ具体的に検討する場として、「相模原市新型インフルエンザ医療対策会議」を常設する。(健康福祉局)
- ・ 相模原市内において、家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ発生時対策要綱」に基づき、「相模原市高病原性鳥インフルエンザ対策会議」を設置し、関係部局の連携のもと、本病の感染の拡大を防止し、被害を最小限にとどめるよう的確な措置を講じる。(環境経済局、関係部局)

### 〔発生対応〕

- ・ 相模原市内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、神奈川県、厚生労働省、農林水産省へ通報する。(環境経済局、健康福祉局)
- ・ 厚生労働省の技術的助言により、各関係者と連携のうえ、積極的疫学調査を実施する。(環境経済局、健康福祉局)
- ・ 厚生労働省に対して、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。(健康福祉局)

### 〔各関係者間の連携〕

- ・ 高病原性鳥インフルエンザのヒト、動物の発生・措置状況等について各関係部局等と情報交換を行い、連携して対応にあたる。(市民局、環境経済局、健康福祉局、教育局)

### 〔行動計画の策定〕

- ・ 「相模原市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定する。必要に応じて、随時見直しを行う。(市民局、健康福祉局、関係部局)

## —未発生期—

### (鳥インフルエンザ海外発生)

- ・ 行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を行動計画に反映させる。(関係部局)
- ・ 行動計画を踏まえた各部局の対策について、関係者間における情報の共有を図る。(関係部局)

#### [その他]

- ・ 感染の国内まん延に備えて、学校、職場、施設、公共交通機関等における感染対策や事業体制の維持について、各教育機関、事業者、施設管理者等が情報収集や事業継続計画の策定を含めた事前の準備を行うよう、要請する。(市民局、健康福祉局、環境経済局、都市建設局、教育局)
- ・ 新型インフルエンザの発生の段階に応じた対策を講じるために関係機関等が取り組む行動計画の策定や対応マニュアルの作成に対して、情報提供など必要な支援を行う。(市民局、健康福祉局)
- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、矯正施設や基地等多数の者が居住する施設と連携を図る。(企画財政局、健康福祉局、教育局、関係部局)
- ・ 感染の国内まん延に備え、米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図り新型インフルエンザ対策を推進する。(企画財政局、健康福祉局)

## 2 サーベイランス

- ・ 感染症発生動向調査における通常のインフルエンザサーベイランスを継続する。(健康福祉局)

#### [家きんにおけるインフルエンザサーベイランスの強化]

- ・ 発生事例を踏まえ、家きんにおけるインフルエンザのサーベイランスを強化する。(環境経済局)

#### [鳥インフルエンザサーベイランスの実施]

- ・ 感染症発生動向調査における鳥インフルエンザについて、発生動向を把握する。(健康福祉局)

#### [疑い症例調査支援システムの実施]

- ・ 新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、疑い症例調査支援システムによるサーベイランスを実施する。(健康福祉局)

#### [ウイルス学的サーベイランスの実施]

- ・ 定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイ

ルス学的サーベイランスを継続する。(健康福祉局)

[その他]

- ・ 海外発生早期から開始するとされている、クラスターサーベイランス、症候群サーベイランスについて、相模原市内における実施方法や対象医療機関の選定等について検討を行う。(健康福祉局)
- ・ 厚生労働省の要請に基づき、感染の国内まん延に備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行う。(健康福祉局)

### 3 予防と封じ込め

[家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策]

- ・ 市内飼養家きんの発生予防対策として、神奈川県に協力し、農場段階におけるヒトや車両の消毒、野鳥の進入防止等の衛生管理を徹底する。(環境経済局)
- ・ 神奈川県が行う感染家きん等への防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)に協力し、感染拡大を防止する。(環境経済局)
- ・ 農場の従業員、防疫従事者等の感染防御(ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等)について必要な支援及び要請を行う。(環境経済局、健康福祉局)
- ・ 学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。(環境経済局、健康福祉局、市民局、教育局)
- ・ 鳥インフルエンザ感染が疑われる者の所属する学校に対し、海外修学旅行等の実施自粛を求める。(市民局、教育局)

[動物対策]

- ・ 国の要請に基づき、ペット鳥取扱業者や動物園等において濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、健康チェック等を行う。(健康福祉局)

[鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応]

- ・ 当該インフルエンザの患者(疑似症患者を含む)について、入院等の措置を講ずる。(健康福祉局)
- ・ 積極的疫学調査を実施するとともに、国・神奈川県のと要請に基づき、患者及び接触者への対応(接触者の範囲、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(剖検実施、埋葬方法等)等について検討する。(健康福祉局)

—未発生期—  
(鳥インフルエンザ海外発生)

- ・ 感染源に対する迅速な措置の実施について、各関係者に要請する。(環境経済局、健康福祉局)

---

**抗インフルエンザウイルス薬**

---

[抗インフルエンザウイルス薬の流通量等の把握]

- ・ 流通業者や製造業者を通じ、抗インフルエンザウイルス薬の流通の動向の把握に努める。(健康福祉局)

[抗インフルエンザウイルス薬の適正流通]

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の安定供給について神奈川県に確認するとともに、関係機関等への協力を要請する。(健康福祉局)

---

**ワクチン**

---

[ワクチンの科学的知見の収集、整理]

- ・ 厚生労働省が実施するプレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する臨床研究等の評価結果について情報収集を行う。(健康福祉局)
- ・ 国内でヒトからヒトへの感染が発生した場合の、ヒト感染集団周辺等への緊急的なワクチン接種を目的とした、厚生労働省におけるプレパンデミックワクチンの原液の製造、貯留についての情報収集を行う。(健康福祉局)
- ・ ・ ワクチン接種の対象者や順位についての国民的議論を踏まえ、本市における医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を把握し、先行してワクチン接種が必要な者の把握に努める。(市民局、健康福祉局、都市建設局、教育局、関係部局)

[ワクチンの接種体制の整備]

- ・ 国の定めるワクチン接種に関するガイドラインに基づく接種体制を準備する。(健康福祉局)

---

**4 医療**

---

[指定医療機関等の確保]

- ・ 厚生労働省や神奈川県のと要請に基づき、国内発生早期、国内感染拡大期で新型インフルエンザ患者(疑い患者を含む)の診療・治療にあたる指定医療機関等の整備を図る。(健康福祉局)
  - 第一義的に、感染症指定医療機関の病床を活用する。

—未発生期—  
(鳥インフルエンザ海外発生)

- 次に、感染症指定医療機関の病床が不足する場合を想定し、必要に応じて市医師会、医療機関等と協議し、地域の実情に応じて利用可能な患者の診療・治療にあたる協力医療機関を選定する。
- さらに、入院医療機関として、以下の機関等に対し優先的な対応への協力を依頼する。
  - \* 医療法に定める公的医療機関
  - \* 国立病院機構、国立大学法人、労働者健康福祉機構における医療機関

〈参考 神奈川県内の感染症指定医療機関〉		
第一種感染症指定医療機関	1 施設（病床数 2 床）	横浜市立市民病院
第二種感染症指定医療機関	8 施設（病床数 7 2 床）	横浜市立市民病院 川崎市立川崎病院 平塚市民病院 県立足柄上病院 横須賀市立市民病院 藤沢市民病院 厚木市立病院 相模原協同病院

- ・ 感染症指定医療機関においては、必ずしも感染症病床に限定せず、施設の規模等を勘案した上で新型インフルエンザ患者受け入れ可能人数を事前に試算しておく。
- ・ 協力医療機関においても、陰圧病床等に限定せず、1フロア、1病棟を新型インフルエンザ専用にするなど、病院の他の病室等へ新型インフルエンザウイルスが流出しないような構造をもつ病室も含め、受け入れ可能患者数を試算しておく。

- ・ 関係機関と協議のうえ、発熱外来の設置が可能な医療機関等の把握に努める。  
(健康福祉局)

〔感染の国内まん延期を想定した医療の確保〕

- ・ 感染の国内まん延期には、原則として、すべての医療機関において診断、治療を行う。個々の医療機関の受け入れ体制については、個々の医療機関において検討を行うこととし、すべての入院医療機関に対し、感染の国内まん延期に備えて、あらかじめ新型インフルエンザ患者を受け入れる診療体制についての計画を策定し、受入可能な病床数を試算するよう要請する。(健康福祉局)
- ・ 入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設、宿泊施設等の医療機関以外の施設利用についても検討を行う。(健康福祉局)
- ・ 地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者（疑い例を含む）の一

—未発生期—

(鳥インフルエンザ海外発生)

般外来及び入院に対応せず、がん医療、透析医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関を検討する。(健康福祉局)

- ・ 感染の国内まん延期に備え、初動対応を迅速かつ円滑に進めるため、必要となる医療資材をあらかじめ備蓄するとともに、指定医療機関における必要な医療機材(例：PPE、人工呼吸器、迅速診断キット、簡易陰圧装置)、感染の国内まん延期の増床の余地に関して調査を行い、確保に努める。(健康福祉局)
- ・ 国の、診断、治療、院内感染対策等に関するガイドラインの策定に伴い、医療機関に周知する。(健康福祉局)

[鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応]

- ・ 感染鳥類との接触があり罹患が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、抗インフルエンザウイルス薬の投与による治療を勧奨する。(健康福祉局)
- ・ 検体は衛生試験所へ送付し、ウイルス分離検査等を実施し、A型インフルエンザウイルスが分離され、かつ、H1、H3のいずれでもない場合には、国立感染症研究所へ送付する。(健康福祉局)
- ・ 厚生労働省における「鳥インフルエンザ」の届出基準の確認、見直し等について情報収集を行う。(健康福祉局)

[医療体制の再確認]

- ・ 児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。(健康福祉局)

[その他]

- ・ 感染の国内まん延期の在宅療養者(児童・高齢者・障害者等)への生活支援(見回り、往診・訪問看護、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について検討を行う。(健康福祉局)
- ・ 火葬場の火葬能力についての把握・検討を行う。(市民局、健康福祉局)

**5 情報提供・共有**

- ・ 高病原性鳥インフルエンザについて、ホームページ等により、市民向けに感染予防等について可能な限り多言語による情報提供を行う。(企画財政局、市民局、環境経済局、健康福祉局、教育局)

—未発生期—  
(鳥インフルエンザ海外発生)

- 緊急情報提供システム等による厚生労働省からの情報収集共有を行う。(環境経済局、健康福祉局)
- 新型インフルエンザの感染拡大防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)
  - Q & A形式による情報提供
  - 正しい知識の普及、推奨する感染予防策の周知(一般的な感染予防策や健康管理等)
- 聴覚障害者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障害者に対する音声や点字による伝達など、障害者に配慮した情報提供を行う。(企画財政局、健康福祉局)
- ホームページ等に新型インフルエンザに関する多言語のウェブサイトを設置し、市民等に発信する。(企画財政局、市民局、健康福祉局)